

ドバイ日本人学校 学校規則

第1章 学校設置の目的

第1条 在アラブ首長国連邦・ドバイ及びU. A. E. 北部日本人会は同地域に滞在する日本国籍を有する子女及び第5章に定める学校運営理事会が認める子女に対し、アラブ首長国連邦の文化、国情等を理解し、将来を通じ友好の実を上げるとともに、帰国後ただちに日本の教育制度を継続して受けることができるように、全日制日本人学校を設置する。

第2章 名称

第2条 ドバイ及びU. A. E. 北部日本人会が設置する全日制日本人学校を「ドバイ日本人学校」と称し、下記の通りミニシパリティに登録する。

アラビア語



P. O. BOX 7149, DUBAI - U. A. E. TEL : 04-3449119

第3章 設置管理基準

第3条 この学校は、在アラブ首長国連邦・ドバイ及びU. A. E. 北部日本人会がドバイ首長国内に設置し、その運営には第5章に定める運営理事会があたり、学校長は別に定める規定に基づき教育運営にあたる。

- 1 運営理事長はドバイ及びU. A. E. 北部日本人会の総会によって選出された教育部長がこれにあたる。
- 2 学校長は日本国文部科学省派遣学校長がこれにあたる。
- 3 学校はドバイ首長国 アル・サファ P. O. BOX 7149 に設置する。
- 4 運営理事会事務所は学校内に理事会室を設置し、ここに定める。

第4条 この学校は昭和47年2月10日付の日本国文部省令第2号に基づき、在外子女教育施設としての機能を果たすものであり、教育課程の編成、実施、評価、改善に関わる教育経営は、日本国教育基本法及び関連法令に基づき、指導内容については日本国の学習指導要領に準拠するものとする。ただし、指導内容についてはドバイ首長国の認可基準を考慮した内容を組み入れるものとする。

第4章 設置管理基準

第5条 修業年数は、小学部6年、中学部3年とする。

第6条 学年年度は、4月1日より翌年3月31日とする。

学期は3学期制とし、学期の始まり、終わりは学校において定める。

第7条 休業日は次のように定める。

- 1 アラブ首長国連邦の定める祝祭日
- 2 学年始休業日 毎年の暦に応じて別途学校にて定める。
- 3 夏季休業日 同上
- 4 年末年始休業日 同上
- 5 学年末休業日 同上
- 6 日本の祝日の中から 別途学校にて定める。
- 7 毎週金・土曜日 授業確保のため、弾力的運用をする。

第5章 運営理事会の設置

第8条 学校の施設の設置ならびに現地雇用職員の管理運営に関する審議決定と執行のために運営理事会を設置する。

- 第9条 運営理事会は、次の会務を行う。
- 1 学校予算及び決算に関すること。
 - 2 学校財産の管理に関すること。
 - 3 資金管理及び寄付金、借入金に関すること。
 - 4 物品の取得、借用、処分に関すること。
 - 5 渉外、広報に関すること。
 - 6 現地採用教員の任免及び人事サービスに関すること。
 - 7 学校運営に関する規則の制定、改廃に関すること。
 - 8 その他教育活動以外の学校運営に関すること。

第6章 学校職員

- 第10条 学校には、学校長、教頭、教諭、講師、看護婦、事務職員、校務員、運転手を置くことができる。
- 1 学校長は校務を掌り、所属教員を監督し、任免について具申するとともに、児童生徒の教育を推進する。
 - 2 学校長は、第4条に定める規則に基づき教員課程を編成し、その管理運営のための校務を分掌させることができ、必要に応じ主任等を置くことができる。
 - 3 教頭は校長を助け、校務を整理し、必要に応じ児童生徒の教育を掌る。
 - 4 教頭は、校長に事故あるときは、その職務を代理し、校長が欠けたときは、その職務を行う。
 - 5 教諭は、児童生徒の教育を掌る。
 - 6 講師は、学校長の監督のもとに、教育課程の必要部門についての指導にあたる。
 - 7 養護師は、児童生徒の養護を掌る。
 - 8 事務職員は、学校長の指示監督のもとに職務に従事する。
 - 9 校務員は、学校長の指示監督のもとに職務を遂行する。運転手も同様である。

第11条 学校長は必要に応じ、文部省派遣教員のほか、現地で教職員として適切な条件を備えているものを、運営理事会の承認を得て、採用することができる。

第12条 学校職員の服務については別に規定する。

第7章 管理

- 第13条 学校長は、校務を円滑に運営するために、第10条に基づき必要な分掌を組織し、次の表簿を備える。
- 1 学校規則
 - 2 教育課程管理運営関係
 - ・教育課程編成基準
 - ・年間指導計画
 - ・学年学級編成簿
 - ・学習指導要録
 - ・学級担任、教科担任一覧表
 - 3 教員管理関係
 - ・教職員名簿
 - ・履歴書
 - ・出勤簿
 - ・休暇処理簿
 - 4 児童生徒の累計に関わる表簿
 - ・児童生徒の身体に関わる表簿
 - ・在学証明
 - ・出席簿
 - ・卒業及び修了証書台帳
 - ・編入退学簿
 - 5 その他の表簿
 - ・施設備品台帳
 - ・校務会計に関する表簿
 - ・公文書関係表簿
 - ・教材備品台帳
 - ・沿革史
 - ・理事会関係表簿

第8章 教育運営

第1節 評価・修了卒業の認定

第14条 評価は、日本国教育関係諸法規に準拠して行い、学習指導要録に記録し、法規にあわせて保存

する。

第 15 条 学校長は、日本国教育関係諸法規に準拠して、小学部及び中学部の所定の課程を修了した者に対して卒業証書を授与する。

第 16 条 学校長は、日本国教育関係諸法規に準拠して、該当する学年の課程を修了した者に対して修了証書を授与する。

第 17 条 学校長は、当該する年度において出席すべき日数の半分を割る者に対しては、当該する課程の未修とみなして、卒業の認定は行えない。

第 2 節 学齢入学・編入学・退学

第 18 条 小学部への入学学齢については、日本国法令に基づく学齢とする。

第 19 条 中学部への入学は、本校及び他の日本人学校、日本国内において小学校 6 年の課程を修了したと認められる者とする。

第 20 条 第 19 条の規定にかかわらず、学校長は、国際学校またはそれに類する学校において当該する学年の課程を修了したと認められる者に対し、一定の試験を課し、その結果に相当する学年への編入学を行える。

第 21 条 日本国内及び在外教育施設の在学証明書を有する者に対して、学校長は当該する学年への編入学を行える。

第 22 条 学校長は、他の在外教育施設及び日本国内の小学校または中学校への編入学を希望する者に対しては、当該する学年の在学証明書を交付しなければならない。

第 23 条 日本国の法令に基づいて設置される義務教育課程の学校に準じて、学校長は、非行またはそれに類する事由を持って児童生徒の退学は行えない。
但し、授業料を滞納した場合は、訴訟措置等と退学の対象となるものとする。

第 3 節 定数・教員の定員

第 24 条 定数及び教員の定員については、別に定めるドバイ日本人学校定数及び教員の定数規定において定める。

第 4 節 教育課程

第 25 条 学校長は教育課程を編成し、在ドバイ日本国総領事館を通じ、日本国文部科学省に届けなければならない。

第 5 節 教科書・準教科書

第 26 条 本校で使用する教科書は、日本国文部省が採択をし、支給したものを使用する。

第 27 条 準教科書については、学校長が採択をし、在ドバイ日本国総領事館を通して、文部科学省に届けるものとする。

第 28 条 副読本についても、前項に準ずるものとする。

第 9 章 賞 罰

第 29 条 学校長は、日本国学校教育法第 26 条の規定に準拠し、それが教育的効果があると判断したとき、在ドバイ日本国総領事館の指導と運営理事会の許可を得て、性行が著しく悪く、他の児童生徒への影響がある者に対し、一定期間の出席停止を命令することができる。

第 30 条 学校長は、学習や行動に努力し、他の範とすべき児童生徒に対しての内規を設け、賞を与えることができる。

第 31 条 学校長は、本規則第 6 章第 10 条 1 項の規定に基づき、別に定める服務規程及び日本国国家公務員法、教育公務員特例法に準拠し、職員の服務に関して、定期的に在ドバイ日本国総領事館を経由して文部省に報告する。また必要ある時は、臨時に文部科学省に報告するほか運営理事会に報告する。

第 10 章 雑 則

第 32 条 学校は、第 13 条に定める表簿のうち、次の表簿は当該各項に定める期間保存しなければならない

い。

1	学校沿革史	永年
2	卒業証書授与台帳	永年
3	職員人事記録	20年間
4	児童生徒指導要録	5・20年間
5	設備・備品台帳	永年
6	校歌原譜	永年
7	学校日誌	5年間
8	その他の表簿	5年間

第11章 財 務

第33条 財務については、別に財務規定をもって定める。

第12章 免責事項

第34条 学校管理下における活動時の事故・災害の発生に対しては、海外学校傷害保険（海外子女教育振興財団）に加入のうえ、安全の措置を講ずるものとし、日本国の国家賠償法を含むその他いかなる法律も適用されない。

第35条 学校における職員個人と保護者との間で紛争が生じた場合、KHDAの定めた「学校-保護者間契約書」で定めた手続きによって解決する。かかる職員は、最大限の対応をもって紛争解決に向けて努力するが、その責は負わないものとする。

第13章 改 廃

第36条 この規則は、運営理事会において改定することができる。但し、全理事の過半数の賛成を要する。

第14章 付 則

第37条 この規則は、昭和55年8月31日より施行する。

この改正は、昭和63年11月1日より施行する。

同 平成2年3月8日より施行する。

同 平成5年4月1日より施行する。

同 平成5年11月1日より施行する。

同 平成15年4月1日、第7条を改訂施行する。

同 平成19年4月1日、第7条、第10条7項を改訂施行する。

同 平成27年4月1日より第23条を改訂施行する。

同 平成27年8月1日より第1条を改訂施行する。

同 平成28年8月1日より第12章を追加施行する。